

令和4年度一般社団法人熊谷市観光協会職員募集要項

熊谷市は古くは江戸時代に中山道の宿場町として栄え、現在も埼玉県北部の中心都市としての役割を担っています。市内には国宝に指定されている歓喜院聖天堂を始め、関東一の祇園と称される「熊谷うちわ祭」や日本さくら名所100選の「熊谷桜堤」など、様々な魅力があります。また、熊谷ラグビー場をホストスタジアムとして活動始める埼玉パナソニックワイルドナイツをはじめ、様々な団体と連携した賑わいの創出が期待されています。

観光協会では、熊谷市の多種多様な魅力を国内外のより多くの方に知っていただき、訪れていただける取り組みを進めていく熱意と能力を有する職員を募集します。

1. 募集職種

一般社団法人熊谷市観光協会職員

2. 採用人数 1名

3. 採用職員の種別 事務局職員

4. 職務及び業務の内容

(1) 職種 一般事務

(2) 業務内容

- ①観光情報の発信・管理全般
- ②観光振興のための施策の企画と実行
- ③その他、協会運営・管理全般

(3) 応募資格

・年齢は40未満とする（令和4年4月1日現在）。

※長期勤続によるキャリア形成を図る観点から若年者等を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する。

・性別は問いません。

①必須スキル

- ・パソコン及びワード、エクセルの基本的操作
- ・普通自動車運転免許

②歓迎スキル

- ・ホームページやチラシ等のデザイン、製作等の経験がある方
- ・営業、販売・接客業の経験がある方
- ・会計事務経験がある方
- ・日常会話レベルの英語力をお持ちの方

(4) 勤務場所・勤務時間

①勤務場所

一般社団法人熊谷市観光協会事務局

②勤務時間及び休日

- ・ 8時30時から17時15分（業務都合により変動シフト制あり）、休憩1時間、週5日勤務とします。

一般社団法人熊谷市観光協会の就業規程に基づきます。行事・イベント等により休日勤務または時間外の勤務・出張が発生します。

・休日

土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日

有給休暇は労働基準法に準じた日数とします。

③給与等

- ・ 給料 月額187,000円（大学卒 初任給、学歴や職歴等に応じ調整あり）
- ・ 通勤手当、諸手当（扶養手当、時間外勤務手当など）、賞与は職員給与規程により支給します。
- ・ 雇用保険、労災保険あり
- ・ 中小企業退職金共済制度による退職金の支給あり
- ・ 昇格、昇給あり

④採用予定日

令和4年4月1日

6. 応募方法

(1) 応募期間

令和3年12月15日から令和4年1月18日まで（応募書類必着）

(2) 提出書類

①履歴書（市販のもので可）

②その他

- ・ 応募は簡易書留での郵送または持参でお願いします。
- ・ 244円分の切手を貼った返信用封筒（受験票送付用）を持参（同封）してください。
- ・ 提出された書類は返却しません。
- ・ 申込書に記載された個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しません。

(3) 応募先

〒360-0041 熊谷市宮町2丁目95番地 間庭ビル2階

一般社団法人熊谷市観光協会職員公募係

7. 選考方法

(1) 書類選考

- ・応募者多数の場合は書類選考を行い、結果を郵送します。
- ・筆記試験対象者は受験票を郵送します。

(2) 筆記試験

- ・日時 令和4年1月30日(日)午前9時00分開始
- ・場所 熊谷市商工会館2階 大ホール
熊谷市宮町二丁目39番地
- ・内容 適正検査及び作文試験

(3) 筆記試験合格発表

- ・令和4年2月中旬に結果を郵送いたします。
- ・合否に関する問い合わせにはお答えできません。

(4) 面接試験(筆記試験合格者)

- ・日時 令和4年2月20日(日)午前9時00分開始(指定された時間に集合)
- ・場所 熊谷市商工会館2階1号室
熊谷市宮町二丁目39番地
- ・内容 個別面接

(5) 最終合格発表

- ・令和4年2月末に結果を郵送いたします。
- ・合否に関する問い合わせにはお答えできません。

8. 採用までの留意点

- (1) 受験資格がない場合や、履歴書の記載事項に虚偽または不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 卒業証明書及び在職証明書またはそれに類似する履歴を証明できるものの写しを速やかに提出してください。
- (3) 採用日までに応募資格を満たさない場合は合格を取り消します。
- (4) 採用は条件付きとし、令和4年9月30日までは試用期間として、その間の勤務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。

9. 問い合わせ先

一般社団法人熊谷市観光協会 担当：吉田・湯本
電話 048-594-6677

(12月29日から1月3日を除く平日の8時30分から17時15分まで)